福祉の世界で働くあなたを応援します。

令和2年度 福祉マンパワー事業

人材養成事業

県内の社会福祉施設等の職員の方が、
業務に関する資格取得や自己啓発等のために必要な
研修の受講等をされる場合に、その経費を助成します。

※御本人に助成します。勤務事業所への助成ではありません。

助成上限 **5万円**

助成対象経費

- 研修受講料（テキスト代含）
- 旅費及び宿泊費

助成例

認知症介護実践研修、ジョブコーチ養成研修、
保育心理士養成講座 など

※試験の一部免除を目的とした研修、資格更新研修及び
資格取得にかかる受験料は対象になりません。
（例：本試験、検定試験料、模擬試験のみ等）

募集締切

令和2年 **7月31日（金）** ※必着

山口県福祉人材センター

福祉の世界で働くあなたを応援します。

令和2年度
福祉マンパワー事業

人材養成事業

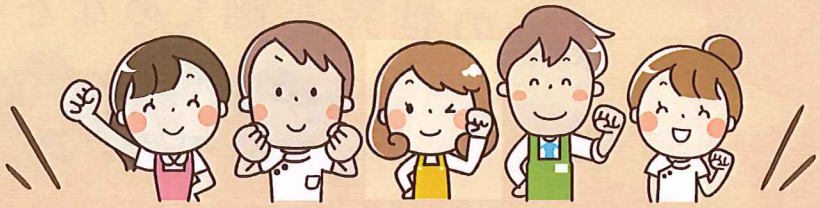

【申請時の注意】

過去3年以内に本事業の助成を受けておらず、助成を受けた後も継続して福祉・介護の現場で勤務する予定の方が対象となります。申請は1人1件とします。

令和2年4月1日以降に開催され、令和3年2月5日までに実績報告が提出できる研修が対象となります。研修受講等の申込み手続き前であっても、受講予定として申請は可能です。

国・山口県の同様な研修助成事業との併用はできません

- ハローワークが実施する教育訓練給付制度
- 介護福祉士実務者研修貸付事業
- 介護人材確保・能力育成事業
- 人材確保・定着化支援事業
- 介護職員初任者研修支援事業　等

予算の範囲内での助成となりますので、多数の申請があった時は選考により決定します。

申請方法や申請書類の様式は山口県福祉人材センターのホームページにてご確認ください。　yamaguchi-fjc.jp

山口県福祉人材センター

申請書提出先
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会　山口県福祉人材センター
〒753-0072 山口市大手町9-6　☎083-922-6200

社会福祉事業を行っている法人の皆様へ

令和2年度 福祉マンパワー事業

人材確保・定着化支援事業

社会福祉に関する事業を行っている法人が、福祉職場へ就職を希望する者や働く者にとって魅力ある職場づくりを行う場合や、職場内研修を行う場合にその経費を助成します。

魅力ある福祉職場モデル事業

福祉職場へ就業を希望する者や働く者にとって魅力ある職場づくりに必要な環境整備などの工事費、修繕費等を助成します。

(助成例1参照)

助成限度額 **10万円**
(補助率1/2)

人材養成研修支援事業

事業所が企画する職場内研修などの実施に必要な外部講師の謝金、旅費等を助成します。

(助成例2参照)

助成限度額 **5万円**

助成例

1. 職員休憩室の段差解消、職員トイレの改修、地域貢献イベント(職員と地域住民の交流等)職員の意識高揚のためのユニフォーム など
2. 職場の接遇研修、健康づくり講座、音楽療法技術指導講座 など

募集締切

令和2年 **7月31日(金)** ※必着

山口県福祉人材センター

社会福祉事業を行っている法人の皆様へ

令和2年度
福祉マンパワー事業

人材確保・定着化支援事業

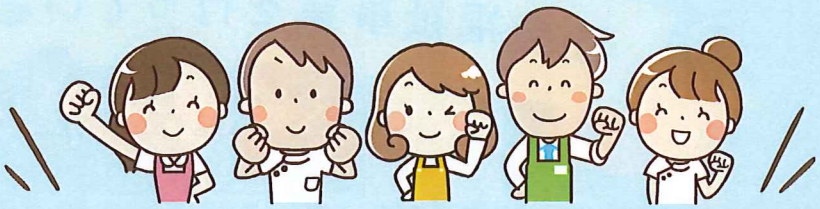

【申請時の注意】

対象は、令和2年4月1日以降に開始され、令和3年2月5日までに、実績報告書が提出できる事業となります。

申請書は法人代表者で申請し、該当施設を明記してください。
助成については、1法人1事業とします。法人が複数の施設を運営している場合は注意してください。

魅力ある福祉職場モデル事業について

次のような経費等は対象となりません。

- 事務用品・備品等の購入
- 軽微な修繕
- 給与の補填　等

ユニフォーム類については、個人に譲渡するものではないこと、既製品ではなくワンポイントのロゴやイラストなど手を加えたものとし、過去3年以内に当該助成を受けていないことを確認の上、申請してください。

人材養成研修支援事業について

助成の対象は職場内で事業所・法人が実施する研修であり、他の法人や団体が実施する研修は助成対象となりません。

予算の範囲内での助成となりますので、多数の申請があった時は選考により決定します。

申請方法や申請書類の様式は山口県福祉人材センターのホームページにてご確認ください。　yamaguchi-fjc.jp

山口県福祉人材センター

申請書提出先
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会　山口県福祉人材センター
〒753-0072 山口市大手町9-6　☎083-922-6200